

# いわぎんカードローン<エルパス>利用申込書

## ご記入例

必ずお借入をされるご本人さまがご記入ください。太枠の中をすべてご記入ください。  
 6枚1組となっております。ご記入の際は5枚目(お客さま控え)まで複写となるようにはっきりとご記入ください。  
 本人確認書類の写しおよびご利用可能額50万円超でご契約いただく場合には、  
 年収が確認できる書類の写し(源泉徴収、所得証明書等)とともに2枚目~4枚目の3枚をご郵送またはご送付ください。  
 ※なお、5枚目の「いわぎんカードローン<エルパス>利用申込書兼個人情報利用等に関する同意書」と  
 6枚目の「個人情報利用等に関する同意書」はお客さま控えとなっております。必ず大切に保管してください。  
 ※ の箇所は訂正、なぞり書き、略字でのご記入は受付いたしかねますのでご注意ください。  
 万が一、書き損じた場合は、新しい申込書に再度ご記入をお願いいたします。

ご記入日をお書きください。  
 必ずフリガナをお書きください。  
 必ず郵便番号をお書きください。  
 ご自宅に固定電話をお持ちの場合は必ずお書きください。  
 お申込人が主婦の場合は「主婦」、年金受給者の場合は「年金」とお書きください。「主婦」の場合、年収欄には世帯収入をご記入のうえ、ご使用の健康保険証の種類をお選びください。  
 年金の場合は、1年間の受取金額をお書きください。  
 銀行からの借入件数、金額をお書きください。  
 銀行からのお借入のうち住宅ローン(住宅金融支援機構を含む)の件数、金額をお書きください。  
 信販・クレジットカード会社、消費者金融会社からの借入件数、金額をそれぞれの欄にお書きください。

<FAX・郵送申込用> 2枚目

### いわぎんカードローン<エルパス>利用申込書兼個人情報利用等に関する同意書

株式会社 岩手銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

私は、本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」に同意のうえ、裏面「いわぎんカードローン<エルパス>規定」を承認し、アコム株式会社を連帯保証人として「いわぎんカードローン<エルパス>」の利用を株式会社岩手銀行に申込みします。なお、申込みにあたりは、利用申込書左下「ご利用のご案内」に記載されている事項を理解・了承しております。

●必ず申込ご本人がご記入ください。通帳のお届け印等の押印は不要です。  
 ●お申込みの前に本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」および裏面の「いわぎんカードローン<エルパス>規定」をよくお読みください。  
 ●FAXでご送付いただいた場合は、当行において判断可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。  
 ●審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。  
 ●万一、ご利用いただけない場合でも、申込書は返してできませんのでご了承ください。

お客さまへ

【個人情報利用等に関する同意について】  
 私は、いわぎんカードローン<エルパス>の申込にあたり、貴行および保証会社に対し、本申込書6枚目の「個人情報利用等に関する同意書」の内容について同意します。  
 ご署名(自署)

お記入日 平成 26年 10月 6日 **太枠の中をすべてご記入ください。4枚目の暗証届に暗証番号を必ずご記入ください。**

フリガナ **イワテ タロウ** 姓 **岩手 太郎** 旧姓  
 生年月日 **昭和 51年 12月 9日** 満( **37** )歳・エト( **タツ** )  
 性別  男  女 本人と家族(扶養)人数  1. 独身  2. 既婚 3人(うち子供の人数 **1**人)

フリガナ **イワテケン モリオカシ** サイン2-0-0 **XXマンション101**  
 〒 **020 - 0022** (地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)  
**岩手 府 盛岡市 菜園2丁目0番0号 XXマンション101号**

電話 自宅 ( **019** ) **653 - XXXX** 名義  1. ご本人  2. ( )  
 携帯 ( **090** ) **1234 - XXXX** 名義  1. ご本人  2. ( )

持家(自己所有) 持家(家族所有) 賃貸 社宅  
 11. 一戸建て 12. マンション 21. 一戸建て 22. マンション 31. 一戸建て 32. マンション 33. アパート 35. 公団 36. 公営 41. 一戸建て 42. マンション 43. アパート 44. 寮  
 昭和(平成) 13年 4月 1. 家賃 毎月 **35**千円 (自己負担)千円  
 2. 住宅ローン ボーナス **150**千円 (自己負担)千円

会社名 フリガナ **(株)〇〇商事** 所 属 **営業部** 会社事業内容 **〇〇業** 社員数  1. 1人~10人  2. 11人~30人  3. 31人~100人  4. 101人~500人  5. 501人以上

所在地 フリガナ **岩手 府 盛岡市 大通2丁目0番0号**  
 電話 ( **019** ) **622 - XXXX** 内線 **100** 入社年月 昭和(平成) **12**年 4月 保険種類  1. 社保、組合、共済  2. 国民  3. アルバイト

収入形態  1. 固定給  2. 一部歩合給  3. 完全歩合給 年収 **300**万円 お仕事の内容  1. 事務  2. 営業  3. 販売  4. 労務  5. 運転手  6. 技能  7. 技術  8. 個人経営  9. 法人経営  10. 接客  11. 学生  12. 勤務形態  1. 正社員・自営  2. 嘱託・派遣  3. 季節・期間  4. パート

会社名 フリガナ 会社事業内容 職種 万円  
 出向先 所在地 電話番号 ( ) - ( )

審査結果のご連絡先 自宅・携帯・お勤め先 お勤め先・ご自宅へご連絡の際のご希望  銀行名  個人名  
 審査手続きのためお勤め先・ご自宅に確認のお電話をさせていただく場合がございます。ご希望がない場合は、銀行名でのご連絡となります。

<ご利用のご案内> **現在のお借入状況**  
 金融機関 1件 20,000千円  
 (うち住宅ローン) 1件 20,000千円  
 信販・クレジットカード会社 0件 0千円  
 消費者金融会社 2件 3,000千円  
 合計 3件 23,000千円

<返済用預金口座のお届け>  
 ご返済用預金口座 **岩手銀行 大通 本店**  
 (ご本人名義に限ります) 普通預金 口座番号 **12XXXXXX**  
 当行への給与振込口座 有・無

<ご契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください>  
 ご契約と同時に(カード到着前)にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。  
 なお、お借入希望額がご利用可能額を超える場合は、ご利用可能額とさせていただきます。  
 振込による借入を希望する  振込  振込  振込  振込  
 お振込口座 上記返済用預金口座と同一になります  
 振込借入希望金額(1万円単位) **¥10**万円

<暗証番号のお届け>  
 4枚目の暗証届に、ご注意いただきたい事項を確認のうえ、暗証番号(4ケタ)をご記入ください。  
 (銀行使用欄)

ご利用可能額(ご契約可能額)	借入可能額	利率(年)
10万円以下	10万円以下	14.6%
200万円超 300万円以下	200万円以下	10.5%
300万円超 400万円以下	300万円以下	7.5%
400万円超 500万円以下	400万円以下	4.0%
500万円超 800万円以下	500万円以下	3.5%
800万円超 1,000万円未満	800万円以下	1.8%
1,000万円超	1,000万円以下	1.8%

返済期間	借入利率と同等	借入利率と同等
3年(自動更新)	3年(自動更新)	3年(自動更新)
毎月日(銀行休業日の場合は翌営業日)	毎月日(銀行休業日の場合は翌営業日)	毎月日(銀行休業日の場合は翌営業日)
約返済済日の前日残高	約返済済日の前日残高	約返済済日の前日残高
10万円以下	2,000円	2,000円
10万円超 20万円以下	4,000円	4,000円
20万円超 30万円以下	6,000円	6,000円
30万円超 40万円以下	8,000円	8,000円
40万円超 50万円以下	10,000円	10,000円
50万円超 60万円以下	12,000円	12,000円
60万円超 70万円以下	14,000円	14,000円
70万円超 80万円以下	16,000円	16,000円
80万円超 90万円以下	18,000円	18,000円
90万円超 100万円以下	20,000円	20,000円
100万円超 150万円以下	25,000円	25,000円
150万円超 200万円以下	30,000円	30,000円
200万円超 250万円以下	35,000円	35,000円
250万円超 300万円以下	40,000円	40,000円
300万円超 400万円以下	45,000円	45,000円
400万円超 1,000万円以下	50,000円	50,000円

カードローン口座番号 取次店番・店名 受付印

56318-①オモテ(29.7)

必ず個人情報利用等に関する同意書をよくお読みのおうえ、ご署名をお願いします。  
 マンション・アパート名・部屋番号までお書きください。  
 賃貸の場合は家賃を、社宅の場合は使用料をお書きください。お支払い額の中に会社からの補助等がある場合は、うちご本人負担額を(自己負担)欄にお書きください。  
 年金の場合は、受給開始年月をお書きください。  
 お電話で審査結果のご連絡をさせていただきたく場合はご連絡先をお選びください。  
 当行からお電話でご連絡をさせていただきたく場合は、銀行名と個人名のどちらが良いかお選びください。  
 ご返済に使用される口座をご指定ください。  
 お振込でのお借入を希望される場合は、「〇」をご記入のうえ、お借入希望金額をご記入ください。  
 必ず暗証番号を4枚目にご記入ください。

# いわぎんカードローン<エルパス>利用申込書兼個人情報利用等に関する同意書

株式会社 岩手銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

私は、本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」に同意のうえ、裏面「いわぎんカードローン<エルパス>規定」を承認し、アコム株式会社を連帯保証人として「いわぎんカードローン<エルパス>」の利用を株式会社岩手銀行に申込みします。なお、申込みにあたっては、利用申込書左下「ご利用のご案内」に記載されている事項を理解・了承しております。

【個人情報利用等に関する同意について】

私は、いわぎんカードローン<エルパス>の申込にあたり、貴行および保証会社に対し、本申込書6枚目の「個人情報利用等に関する同意書」の内容について同意します。

ご署名(自署)

お客様へ

- 必ず申込ご本人がご記入ください。通帳のお届け印等の押印は不要です。
- お申込みの前に本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」および裏面の「いわぎんカードローン<エルパス>規定」をよくお読みください。
- FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
- 審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

申込日 平成 年 月 日 **太ワクの中をすべてご記入ください。4枚目の暗証届に暗証番号を必ずご記入ください。**

お申込ご本人について	フリガナ	フリガナ	旧姓	生年月日	昭和 年 月 日	満( )歳・エト( )
	性別	1. 男 2. 女	本人と家族(扶養)人数	1. 独身 2. 既婚	人(うち子供の人数 人)	
	フリガナ	(地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)				
お勤め先について	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

審査結果のご連絡先 自宅・携帯・お勤め先 お勤め先・ご自宅へご連絡の際のご希望 銀行名・個人名

<ご利用のご案内>  
※ご利用可能額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で審査によって決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。カードその他郵便物の送付先はご自宅となります。

ご利用可能額(ご契約極度額)	10万円以上1,000万円以内(10万円単位)	
ご利用可能額(ご契約極度額)および借入利率(固定金利・保証料を含む)	お借入可能額	利率(年)
	200万円以下	14.6%
	200万円超 300万円以下	10.5%
	300万円超 400万円以下	7.5%
	400万円超 500万円以下	4.5%
遅延損害金	借入利率と同率	
	3年間(自動更新)	
	毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)	
毎月の約定返済額(約定返済日の前日残高に応じて右の表のとおりとなりますが、約定返済日前日の貸越元金金が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の貸越元金となります)	約定返済日の前日残高	約定返済額
	10万円以下	2,000円
	10万円超 20万円以下	4,000円
	20万円超 30万円以下	6,000円
	30万円超 40万円以下	8,000円
	40万円超 50万円以下	10,000円
	50万円超 60万円以下	12,000円
	60万円超 70万円以下	14,000円
	70万円超 80万円以下	16,000円
	80万円超 90万円以下	18,000円
	90万円超 100万円以下	20,000円
	100万円超 150万円以下	25,000円
	150万円超 200万円以下	30,000円
	200万円超 250万円以下	35,000円
	250万円超 300万円以下	40,000円
300万円超 400万円以下	45,000円	
400万円超 1,000万円以下	50,000円	

<現在のお借入状況>

金融機関	件	千円
(うち住宅ローン)	件	千円
信販・クレジットカード会社	件	千円
消費者金融会社	件	千円
合計	件	千円

<ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座(ご本人名義に限り)	岩手銀行	本店
普通預金	口座番号	支店
当行への給与振込口座	有・無	

<ご契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください>  
ご契約と同時に(カード到着前)にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用可能額を超える場合は、ご利用可能額とさせていただきます。

振込による借入を希望する	←	ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記ご返済用預金口座と同一になります	
振込借入希望金額(1万円単位)		
		万円

<暗証番号のお届け>  
4枚目の暗証届に、ご注意いただきたい事項を確認のうえ、暗証番号(4ケタ)をご記入ください。

<銀行使用欄>

カードローン口座番号	取次店番・店名	受付印

# いわぎんカードローン<エルパス>規定

## 第1条(借主)

借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社(以下、保証会社)と、株式会社若手銀行(以下、銀行)との間に所定の申込書およびいわぎんカードローン(エルパス)のカード(以下、カード)の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。

## 第2条(取引方法)

- この取引は、本規定第7条、第11条および第12条に定める方法での当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとする。
- カードは、銀行または銀行が現金支払業務を提携した金融機関(以下、提携先)の現金自動預入支機(以下、ATM)と、現金自動支払機(以下、CD)という)を使用して当座貸越金の入出金を行う場合に利用するものとする。

## 第3条(カードの発行、暗証番号)

- いわぎんカードローン(エルパス)取引は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみで開設することができるものとし、銀行は借主1名につき1枚のカードを発行します。
- 借主は、銀行所定の方法により届け出た暗証番号を使用するものとする。
- 借主は、暗証番号につき生年月日や電話番号等、他人から推測されやすい番号を避け、また、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもってカードおよび暗証番号を使用し、管理・保管するものとする。
- カード(カード上の表示事項を含む。)は、借主本人以外使用することはできません。またカードを他人に譲渡、貸入または貸与することや、カード上の表示事項を使用させることはできません。
- 借主が、本条第3項または第4項に違反して、カード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

## 第4条(カードの紛失、盗難等)

- 借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、借主は直ちに銀行に対して直接電話等により届け出を行い、その後書面により銀行に届け出るものとする。なお、この届出に対しては損害をいふは、銀行は責任を負いません。
- カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認められた場合に限り、銀行所定の手続きにより再発行します。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。また、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 第5条(利用可能額)

- 借主は、利用可能額(契約極度額)の範囲で繰越し借入ができます。
- 利用可能額(契約極度額)は、10万円から1,000万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。前2項の利用可能額(契約極度額)については、当行がカードの利用状況その他の事情を勘案してこれを事前に通知することなく増額することができるものとします。ただし、借主から増額について希望しないとの申出があった場合は、この限りではありません。また、借主は契約後6ヶ月を経過すると、利用可能額(契約極度額)の増額を申込みることができます。ただし、保証会社の承諾を得る場合6ヶ月を経過しなくても増額できる場合があります。
- 第2項に償われる。銀行が債権保全上必要と認めるときは、あらかじめ通知することなく利用可能額(契約極度額)を減額あるいは新たな貸付を中止することができます。また、弁済金の支払いを滞延した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。
- 第4項より利用可能額(契約極度額)の減額を行った後、減額事由が解消した場合は、保証会社と協議のうえ当該減額事由により減額されていた範囲内で利用可能額(契約極度額)が増額されることがあります。

## 第6条(有効期間)

- 借入がご定期期間、別途送付するご契約内容のご案内に記載の作成日から3年目の前日までの属する月の月末(銀行の休日の場合は前営業日)とします。ただし、借主または銀行から期間満了日まで申し出のないときは、更に同期間延長するものとし、その後と同様とします。
- 期間満了日まで、借主または銀行から更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、完全に至らまで支払うものとする。
- カードの有効期間は、本条第1項と同一とします。なお、当座貸越の有効期間を延長したときは、カードの有効期間も自動的に延長します。

## 第7条(借入方法)

- 借入方法は、銀行が認めたATM、CDからの引出し、別途契約するインターネット・モバイルバンキングサービスの資金移動、または銀行が特に承認した場合においては、契約後の初回に限り、借主の指定した借主名義の返済用口座への振込によるものとする。
- ATM、CDからの引出しは、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行(提携先のATM、CD)利用の場合は、その提携先が定めた金額の範囲内とします。
- インターネット・モバイルバンキングサービスによる資金移動(お借入)は1円単位とし、1日あたりの資金移動限度額は利用可能額にかかわらず銀行が定めた金額の範囲内とします。
- ATM、CDの利用手数料については、借入のときに、銀行所定の請求書などで手数料相当額の負担を自動的に行ったうえで支払います。
- 利用にあたっては手数料が必要である時間帯に当座貸越の借入をする場合、出金金額と手数料の合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額を超えるときは出金することができません。

## 第8条(借入利率等)

- 借入利率は、審査によって銀行が決定した利用可能額に応じた銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率、以下同じ。)を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 借入利率は1円単位を100円とし、毎月5日(銀行の休日の場合は翌営業日)に銀行所定の方法により計算のうえ、貸越金元金に組み入れるものとします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、及び損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の利率は銀行の本支店等に掲示するものとします。

## 第9条(ATM、CD故障時等の取扱い)

- 停電、故障等によりATM、CDによる取扱いができないときは、窓口営業時間内(平日午前9時午後午後3時まで)に限り、銀行が定めた金額を限度として、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越の借入を行うことができます。
- 前項により取扱う場合は、銀行所定の請求書に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出してください。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。

## 第10条(約定返済)

- この取引にもつづき毎月の約定返済額(返済元金+利息)は、約定返済日前日の残高別に定める返済金額とし、毎月5日(銀行の休日の場合は翌営業日)に返済を行うものとする。

約定返済日前日残高	約定返済額	約定返済日前日残高	約定返済額
10万円以下	2,000円	80万円超 90万円以下	18,000円
10万円超 20万円以下	4,000円	90万円超 100万円以下	20,000円
20万円超 30万円以下	6,000円	100万円超 150万円以下	25,000円
30万円超 40万円以下	8,000円	150万円超 200万円以下	30,000円
40万円超 50万円以下	10,000円	200万円超 250万円以下	35,000円
50万円超 60万円以下	12,000円	250万円超 300万円以下	40,000円
60万円超 70万円以下	14,000円	300万円超 400万円以下	45,000円
70万円超 80万円以下	16,000円	400万円超 1,000万円以下	50,000円

- 約定返済日前日の貸越元利金が本条第1項の約定返済額に満たない場合には、約定返済日前日の貸越元利金を返済するものとする。
- 約定返済が遅延している場合の約定返済額の算出にあたっては、前月までの約定返済の遅延が解消したものとみなして算出を基準とします。
- 本条第1項に定める約定返済額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができるものとする。この場合、銀行は変更後の約定返済金額および変更日等を通知するものとする。

## 第11条(自動引落し)

- 返済方法は、別途指定したこの取引の返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書によらず自動引落しの方法によることとし、借主は約定返済日までに返済額相当額を返済用預金口座に預け入れるものとする。なお、万一、預入れが遅延した場合、銀行は預入れ後いつでも同様の取扱いができるものとします。
- 返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済を行うことができるものとする。

## 第12条(任意返済)

- 約定返済のほか、つぎの方法にて当座貸越口座へ入金することにより、随時任意の金額を返済することができるものとします。ただし、入金額は当座貸越残高相当額範囲内とします。
- 銀行ATMからカードを使用した入金(1,000円単位)。
- 銀行窓口から入金(1円単位)。
- インターネット・モバイルバンキングサービスによる資金移動(1円単位)。

## 第13条(返済金の充当方法)

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

## 第14条(遅延損害金)

借主が約定返済額の支払を滞遅したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金の割合(保証会社の保証料を含む年率、以下同じ。)は借主に書面で通知します。

## 第15条(期限の利益喪失)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告があつてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとする。
  - 弁済金の支払を滞遅し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - 保証会社から保証中止または解約の申出があつたとき。
  - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またはこれらの申立をしたとき。
  - 前記(3)(4)の事由のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自らの営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められた事実が発生したとき。
  - 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送達されたとき。
  - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
  - 相続の開始があつたとき。
- 本規定または銀行との取引上適用される法令等における義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
- 次の各号には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとする。
  - 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  - 銀行との取引約定の一つでも違反し、それが銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認

められるとき、あるいは銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。

- 前記(1)(2)のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 本条第2項の場合において、住所変更の届け出を怠つた、あるいは銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が滞遅しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
- 前各号の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を直ちに返済し、カードを返却するものとします。

## 第16条(保証会社への保証債務履行請求)

- 本条第15条により、借主がこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとします。
- 保証会社が借主に代わってこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社はこの契約による債務全額を返済するものとする。
- 保証会社の返済が借主に対して事前告知・催告なしに行われたりも、借主は異議を申し立てません。

## 第17条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現任、暴力団員、暴力団員等でないが5年を経過しない者、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総支配等、社会運動等標ぼう二つまたは特殊技能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といふ)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとする。
  - 暴力団員等が経営を支配していると思われる関係の有無
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係の有無
  - 自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してはいると思われる関係の有無
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係の有無
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係の有無
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、誹謗を用いたりまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもつづき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、銀行からの請求によつて、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。なお、借主が住所変更の届出を怠つた、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が滞遅し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとする。
- 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合には、銀行に何らの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとする。

## 第18条(銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち返済期限が到来したもの、または本規定第15条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、いつでも相殺することができる。
- 前1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、預金その他の諸預り金を払戻し、この取引の債務の返済にあてることができるものとします。この場合、銀行は払戻しおよび充当の結果を通知するものとする。
- 前項によって相殺または払戻し充当をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は銀行による相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期前解除利率によらず約定利率より1年を365日とし、日割りで計算します。

## 第19条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができる。
- 前項によって相殺する場合には、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとする。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

## 第20条(占有物の処分)

この取引による債務を履行しなかった場合には、借主は占有している借主の不動産、手形その他の有価証券(混雑書託による共有持分を含む)を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取りまたは処分するのうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当できるものとします。

## 第21条(債務の返済等にあてて順序)

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあててかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はその債務の返済または相殺にあててかを書面にその旨を通知をもって指定することができます。なお、借主がその債務の返済または相殺にあててかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の滞遅が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してその債務の返済または相殺にあててかを指定することができます。この場合、銀行は借主に充当結果を通知するものとする。
- 本条第2項のおおき、または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

## 第22条(届出事項の変更)

- 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があつた場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届け出るものとする。
- 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠つた場合など、借主の責めに帰すべき事由によって銀行からの通知または送付書類等が滞遅し、または未送達となつても、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

## 第23条(解約・カードの利用停止)

- 借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとする。この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を返済したうえ、銀行所定の届出をするものとする。
- カードの改ざん、不正使用または銀行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこつたものとします。

## 第24条(契約規定等の変更)

- 本規定の変更については、書面の送付、または銀行のホームページ上の掲載により銀行から変更内容を知り、公表した後、または新「いわぎんカードローン(エルパス)規定」を送付した後カードを利用したときは、借主が変更事項または新「いわぎんカードローン(エルパス)規定」を承諾したものとみなす。
- 利用可能額(契約極度額)の増額・減額あるいは借入利率・各回の約定返済金額の変更を銀行から通知した後カードを利用したときは、借主が各変更事項を承諾したものとみなす。

## 第25条(成年後見人等の届け出)

- 借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けるときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとする。
- 任意後見監督人の選任がなされたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとする。
- 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して前各号と同様に届け出るものとする。
- 前各号の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、銀行に対して同様に届け出るものとする。

## 第26条(報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとする。

## 第27条(債権譲渡)

- 銀行は、この契約による債務を他の金融機関等に譲渡し(以下本条においては信託を含む。)することができます。前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受益者を含む。)の代理人になることがあります。この場合、借主は銀行に対して、従来どおりの契約に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に支払うものとする。

## 第28条(危険負担・免責事項)

- 借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すべきことのできない事情によつて紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもつづき債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代りの契約書等を差入れるものとします。
- 偽造・変造カードによる引出し、および盗難カードによる引出しがあった場合の取扱いについては、「いわぎんキャッシュカード」規定によるものとします。
- 銀行が借主に対する権利の行使、もしくは、保全に要した費用は、借主が負担するものとする。

## 第29条(含意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

# いわぎんカードローン〈エルパス〉保証依頼書(兼保証委託契約書)

株式会社 岩手銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

- 私は、株式会社岩手銀行といわぎんカードローン〈エルパス〉の取引を行うについて、貴社にその保証を依頼いたします。承認を受けましたうは、裏面の保証委託約款の各条項に従い、債務弁済の義務を履行いたします。
- 私は、申込みおよび保証委託に際して、信用情報機関の利用・登録に関し、裏面の「個人情報取扱いについて」および保証委託約款第10条の規定を承諾します。

**お客さまへ**

- 必ず申込人ご本人がご記入ください。通帳のお届け印等の押印は不要です。
- お申込みの前に本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」および利用申込書裏面の「いわぎんカードローン〈エルパス〉規定」をよくお読みください。
- FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
- 審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

太ワクの中をすべてご記入ください。

申込日		平成 年 月 日		フリガナ		フリガナ		旧姓		生年月日		昭和 年 月 日		満( )歳・エト( )		
お申込ご本人について	お名前	フリガナ						フリガナ		フリガナ		性別	1. 男 2. 女	本人と家族(扶養)人数	1. 独身 2. 既婚	人(うち子供の人数 人)
	ご住所	フリガナ 〒 ー 都 道 府 県 (地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)														
	電話	自宅	( ) - ( )		名義	1. ご本人 2. ( )		携帯	( ) - ( )		名義	1. ご本人 2. ( )				
ご住居	持家(自己所有)	持家(家族所有)	賃貸		社宅		入居年月	昭和・平成 年 月		1. 家賃 2. 住宅ローン		毎月	(自己負担) 千円		(自己負担) 千円	
	11. 一戸建て	21. 一戸建て	31. 一戸建て	35. 公団	41. 一戸建て	44. 寮		年 月	ボーナス		千円		千円			
	12. マンション	22. マンション	32. マンション	36. 公営	42. マンション	43. アパート										
お勤め先について	会社名	フリガナ						所 属		会社事業内容		社員数				
	所在地	〒 ー 都 道 府 県														
	電話	( ) - ( )		内線		入社年月		昭和 平成 年 月		保険種類		1. 社保・組合・共済 2. 国保				
	収入形態	1. 固定給 2. 一部歩合給 3. 完全歩合給		年収	万円		お仕事の内容		1. 事務 4. 労務 7. 技術 10. 接客 2. 営業 5. 運転手 8. 個人経営 11. 学生 3. 販売 6. 技能 9. 法人経営		勤務形態		1. 正社員・自営 4. パート 2. 嘱託・派遣 5. 季節・期間 3. アルバイト			
【出向、派遣、副業先: 有・無】※“有”を選択された方は下の欄をご記入ください。																
出向先	会社名	フリガナ						会社事業内容		職 種		月 収				
	所在地	〒 ー 都 道 府 県														
審査結果のご連絡先		自宅・携帯・お勤め先				お勤め先・ご自宅へご連絡する場合のご希望				銀行名・個人名						

審査手続きのためお勤め先・ご自宅に確認のお電話をさせていただく場合がございます。ご希望がない場合は、銀行名でのご連絡となります。

＜ご利用のご案内＞

※ご利用可能額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で審査によって決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。カードその他郵便物の送付先はご自宅となります。

ご利用可能額 (ご契約極度額)	10万円以上1,000万円以内(10万円単位)	
ご利用可能額 (ご契約極度額) および借入利率 (固定金利・保証料を含む)	お借入可能額	利率(年)
	200万円以下	14.6%
	200万円超 300万円以下	10.5%
	300万円超 400万円以下	7.5%
	400万円超 500万円以下	4.5%
	500万円超 800万円以下	4.0%
800万円超 1,000万円未満	3.5%	
1,000万円	1.8%	
遅延損害金	借入利率と同率	
ご融資期間	3年間(自動更新)	
約定返済日	毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)	
毎月の約定返済額 (約定返済日の前日残高に応じて右の表のとおりとなりますが、約定返済日前日の貸越元金金が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の貸越元金となります)	約定返済日の前日残高	約定返済額
	10万円以下	2,000円
	10万円超 20万円以下	4,000円
	20万円超 30万円以下	6,000円
	30万円超 40万円以下	8,000円
	40万円超 50万円以下	10,000円
	50万円超 60万円以下	12,000円
	60万円超 70万円以下	14,000円
	70万円超 80万円以下	16,000円
	80万円超 90万円以下	18,000円
	90万円超 100万円以下	20,000円
	100万円超 150万円以下	25,000円
	150万円超 200万円以下	30,000円
	200万円超 250万円以下	35,000円
	250万円超 300万円以下	40,000円
	300万円超 400万円以下	45,000円
	400万円超 1,000万円以下	50,000円

＜現在のお借入状況＞

申込日現在のお借入状況についてご記入ください	金融機関	件	千円
	(うち住宅ローン)	件	千円
	信販・クレジットカード会社	件	千円
	消費者金融会社	件	千円
	合計	件	千円

＜ご返済用預金口座のお届け＞

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限ります)	岩手銀行		本店	支店
当行への給与振込口座	普通預金	口座番号		
有・無				

＜ご契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください＞

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用可能額を超える場合は、ご利用可能額とさせていただきます。

振込による借入を希望する	<input type="checkbox"/>	← ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記ご返済用預金口座と同一になります	
振込借入希望金額(1万円単位)		
		万円

＜銀行使用欄＞

保証申請額		万円
保証番号		

# 個人情報取扱について

アコム株式会社(以下「保証会社」という。)、お客さまの個人情報について、保証会社の個人情報取扱方針(ホームページ(<http://www.acom.co.jp>))で公表しています。)に従い、次のとおり取扱います。

## 1. 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

- (1)個人情報の利用  
保証会社は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」という。)に申込人および契約者の個人情報登録されている場合には、本申込時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみで使用します。
- (2)個人情報の個人信用情報機関への提供  
保証会社は、申込に係る本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報(氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等))ならびに申込日および申込商品種別等の情報(以下「申込情報」という。))を、加盟先機関に提供します。
- (3)申込情報の登録  
加盟先機関は、当該申込情報を申込日から6か月以内登録します。
- (4)個人情報の他会員への提供  
加盟先機関は、当該申込情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該申込情報を、返済または、支払能力を調査する目的のみに使用します。
- (5)個人情報の個人信用情報機関への提供  
保証会社は、契約に係る本申込に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等))および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。
- (6)個人情報の登録  
加盟先機関は、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報の何れかが登録されている期間、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および契約終了後5年以内、取引事実に関する情報については当該事実の発生日から5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係わる情報については当該事実の発生日から1年以内)登録します。  
なお、株式会社シー・アイ・シーについては、以下の付表のとおりです。

登録情報	登録期間
本申込に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- (7)個人情報の他会員への提供  
加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- (8)加盟先機関および提携先機関  
保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関が提携する個人信用情報機関の名称および連絡先は以下の通りです。  
保証会社が加盟する個人信用情報機関  
○株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
TEL0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>  
○株式会社シー・アイ・シー(貸金業法および割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
TEL0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>  
保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関  
○全国銀行個人信用情報センター  
TEL03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>  
○開示等の手続きについて  
申込人および契約者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係わる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

2. 個人情報の利用目的について  
保証会社は、お客さまの個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。
  - (1)保証会社の保証審査における与信判断のため
  - (2)保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため  
※本籍地に関する権利については、債務者確認および所在確認のため
  - (3)保証会社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
  - (4)保証会社とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
  - (5)保証会社の市場調査・分析および商品・サービス研究、開発のため  
※「お客さまの個人情報」には、お客さまの属性情報としての配偶者およびご家族の情報を含まず。
3. 個人情報の第三者への提供について  
(1)保証会社は以下の範囲でお客さまの個人データを第三者に提供します。
  - ①提供する第三者  
株式会社岩手銀行
  - ②提供される情報の内容  
お客さまの申込および契約に係わる個人情報(お客さまの氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名等の本人特定情報、残高金額、入金日等の取引情報)および保証会社の与信評価情報
  - ③利用目的
    - a. 提供する第三者の与信判断のため
    - b. 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
    - c. 提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
    - d. 提供する第三者とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
    - e. 提供する第三者の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため
- (2)保証会社は、お客さまの所在確認等のため、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記(1)②記載のお客さまの個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

## 【個人データの開示・訂正・削除について】

1. お客さまは保証会社所定の手続きにより、「個人情報の保護に関する法律」第2条第7項に基づく、自己に関する保証会社の保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去および第三者への提供の停止(以下「開示等」という。)を保証会社に求めることができます。  
※保証会社の所定の手続きについては保証会社ホームページ(<http://www.acom.co.jp>)に掲載しております。
2. お客さまの開示等に関するお問い合わせは、アコム株式会社お客さま相談センター(フリーダイヤル0120-036-390)へご連絡ください。

# いわぎんカードローン〈エルパス〉 保証委託約款

## 第1条(保証委託の内容)

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下「保証会社」という。))が負担する保証債務は、私が株式会社岩手銀行(以下「銀行」という。))のいわぎんカードローン〈エルパス〉規定(以下「規定」という。))に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

## 第2条(保証債務の履行)

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款(「個人情報利用等に関する同意書」を含む。以下同じ。))のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

## 第3条(求償権)

1. 私(私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします)。
2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償債務を弁済するまでの期間において、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%(365日の日割り計算)による損害金を支払うことに同意します。

## 第4条(事前求償)

1. 私(私は、保証会社の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。)
  - (1)弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
  - (2)仮差押、差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
  - (3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
  - (4)支払を停止したとき
  - (5)手形交換所の取引停止処分があったとき
  - (6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
  - (7)その他保証会社が債権保全のために必要と認めるとき

## 第5条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からの旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書私あてに返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

## 第6条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係を有すること
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると思われる関係を有すること
  - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証委託契約を解約することができるものとします。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
5. 第3項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

## 第7条(弁済の充当順位)

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか、他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

## 第8条(通知義務・届出の提出)

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届け出をします。
2. 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
3. 前第1項の届け出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

## 第9条(成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により保証会社に届出をします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により保証会社へ届出をします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出をします。
4. 私またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出をします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

## 第10条(信用情報機関の登録)

1. 私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報を登録せよと定める一定期間登録します。  
(注) 詳しくは、「個人情報利用等に関する同意書」に記載しています。

## 第11条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

## 第12条(費用の負担)

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

## 第13条(公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

## 第14条(契約の変更)

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。
2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係わる取引をした場合、保証会社は、私がその変更内容を承認したものとみなします。

## 第15条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

## 第16条(管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

# いわぎんカードローン〈エルパス〉暗証届

株式会社 岩手銀行 御中 (いわぎんキャッシュカード暗証届)

私が貴行の「いわぎんカードローン〈エルパス〉」取引に使用する暗証を下記のとおりお届けします。

取引店番店名	
--------	--

契約日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

申込日	平成	年	月	日				
申込人	お名前	フリガナ	フリガナ	住所氏名確認				
			旧姓					
	ご住所	フリガナ 〒 ー 都 道 府 県 (地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)						
電話	自宅	( ) -	名義	1. ご本人 2. ( )	携帯	( ) -	名義	1. ご本人 2. ( )

### 〈暗証番号の決定にあたってご注意いただきたい事項〉

生年月日、電話番号、同一番号、連続番号等の他人に類推されやすい暗証番号を登録することはできませんのでご注意ください。

○登録できない暗証番号

◆生年月日

【例：昭和39年2月4日(1964年2月4日)生まれのお客様の場合】  
(3902、3904、0204、3924、1964)

◆電話番号の下4桁と同じ番号(019-623-XXXX)

◆4桁の数字が同一番号(1111、5555など)

◆4桁の数字が連続番号(1234、9876、9012など)

RQ. 48650							
貸越専用 口座番号							
ローン カード種類	87						

暗証番号の決定にあたっては、上記ご注意いただきたい事項をご参照ください。	<b>暗証番号</b>
	□ □ □ □

カードその他 郵便物の送付先	ご自宅に郵送させていただきます。
-------------------	------------------

個人ローンセンター(暗証届受付)			
検印		住所確認	受付

# いわぎんカードローン<エルパス>利用申込書 兼 個人情報利用等に関する同意書

株式会社 岩手銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

(お客さま控え)

**送付不要**

私は、本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」に同意のうえ、裏面「いわぎんカードローン<エルパス>規定」を承認し、アコム株式会社を連帯保証人として「いわぎんカードローン<エルパス>」の利用を株式会社岩手銀行に申込みします。なお、申込みにあたっては、利用申込書左下「ご利用のご案内」に記載されている事項を理解・了承しております。

- お読みください**
- 必ず申込人ご本人がご記入ください。通帳のお届け印等の押印は不要です。
  - お申込みの前に本紙6枚目「個人情報利用等に関する同意書」および裏面の「いわぎんカードローン<エルパス>規定」をよくお読みください。
  - FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
  - 審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
  - 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はお返してできませんのでご了承ください。

**【個人情報利用等に関する同意について】**  
 私は、いわぎんカードローン<エルパス>の申込にあたり、貴行および保証会社に対し、本申込書6枚目の「個人情報利用等に関する同意書」の内容について同意します。  
 ご署名(自署)

申込日 平成 年 月 日 ※記入例裏面の「個人情報利用等に関する同意書(お客さま控え)」は、大切に保管してください。

お申込ご本人について	フリガナ	フリガナ	旧姓	生年月日	昭和 年 月 日	満( )歳・エト( )
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	性別	1. 男 2. 女	本人と家族(扶養)人数
	〒 都 道 府 県	(地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)				
お勤め先について	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

審査結果のご連絡先 自宅・携帯・お勤め先 お勤め先・ご自宅へご連絡する場合のご希望 銀行名・個人名

審査手続きのためお勤め先・ご自宅に確認のお電話をさせていただく場合がございます。ご希望がない場合は、銀行名でのご連絡となります。

**<ご利用のご案内>**  
 ※ご利用可能額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で審査によって決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。カードその他郵便物の送付先はご自宅となります。

ご利用可能額 (ご契約極度額)	10万円以上1,000万円以内(10万円単位)	
ご利用可能額 (ご契約極度額) および借入利率 (固定金利・保証料を含む)	お借入可能額	利率(年)
	200万円以下	14.6%
	200万円超 300万円以下	10.5%
	300万円超 400万円以下	7.5%
	400万円超 500万円以下	4.5%
遅延損害金	借入利率と同率	
	3年間(自動更新)	
	毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)	
毎月の約定返済額 (約定返済日の前日残高に応じて右の表のとおりとなりますが、約定返済日前日の貸越元金金が約定返済額に満たない場合は、約定返済日前日の貸越元金となります)	約定返済日の前日残高	約定返済額
	10万円以下	2,000円
	10万円超 20万円以下	4,000円
	20万円超 30万円以下	6,000円
	30万円超 40万円以下	8,000円
	40万円超 50万円以下	10,000円
	50万円超 60万円以下	12,000円
	60万円超 70万円以下	14,000円
	70万円超 80万円以下	16,000円
	80万円超 90万円以下	18,000円
	90万円超 100万円以下	20,000円
	100万円超 150万円以下	25,000円
	150万円超 200万円以下	30,000円
	200万円超 250万円以下	35,000円
	250万円超 300万円以下	40,000円
	300万円超 400万円以下	45,000円
400万円超 1,000万円以下	50,000円	

**<現在のお借入状況>**

申込日現在のお借入状況についてご記入ください	金融機関 (うち住宅ローン)	件	千円
	信販・クレジットカード会社	件	千円
	消費者金融会社	件	千円
	合計	件	千円

**<ご返済用預金口座のお届け>**

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限ります)	岩手銀行	本店
当行への給与振込口座	普通預金	支店
	口座番号	
	有・無	

<ご契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください> ご契約と同時に(カード到着前)にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用可能額を超える場合は、ご利用可能額とさせていただきます。

振込による借入を希望する  ← ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。

お振込口座 上記ご返済用預金口座と同一になります

振込借入希望金額(1万円単位) 万円

<暗証番号のお届け> 4枚目の暗証届に、ご注意いただきたい事項を確認のうえ、暗証番号(4ケタ)をご記入ください。

# いわざんカードローン(エルパス) 規定

## 第1条(借主)

借主とは、本規定を承諾のうえ、アコム株式会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、株式会社若手銀行(以下、銀行という。)に所定の申込書よりいわざんカードローン(エルパス)のカード(以下、カードという。)の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用の認められた方を行います。

## 第2条(借付方法)

1. この取引は、本規定第7条、第11条および第12条に定める方法での当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは送金、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2. カードは、銀行または銀行が現金支払方法を提議した金融機関(以下、提携先という。)の現金自動預入支機(以下、ATMという。)・現金自動支払装置(以下、CDという。)を使用して当座貸越金の入出金を行う場合に利用するものとします。

## 第3条(カードの発行・暗証番号)

1. (いわざん)エルパス(以下、エルパス)取引は、銀行本支店のうちいずれか1店舗のみで開設することができるとし、銀行は借主1名につき1枚のカードを発行します。
2. 借主は、銀行所定の方法により届け出た暗証番号を使用するものとします。
3. 借主は、暗証番号につき生年月日や電話番号等、他人から推察されやすい番号を避け、また、他人に知られないよう善良なる管理の注意を怠らぬようカードおよび暗証番号の使用・管理・保護を怠らぬものとします。
4. カード(カード)の盗用または不正利用は、借主本人が利用することではできません。またカードを他人に譲渡、買入れたまたは貸与することや、カード上の表示事項を虚偽に申告することではできません。
5. 借主が、本条第3項または第4項に違反してカード(カード)上の表示事項を虚偽に、他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

## 第4条(カードの紛失・盗難等)

1. 借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、借主は直ちに銀行に対して直接電話かメール等を行い、その後書面により銀行に届け出るものとします。なお、この届出後に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り、銀行所定の手続きをうけて再発行します。この場合、期間をおき、また保証人をお求めことがあります。また、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 第5条(利用可能額)

1. 借主は、利用可能額(契約程度額)の範囲で繰上り借入ができます。
2. 利用可能額(契約程度額)は、1万円から1,000万円の範囲内で銀行が決定し、借主ご書面でお知らせします。
3. 第2項の利用可能額(契約程度額)としては、借主が行方カードの利用状況その他の事情を勘案してこの範囲を超えてお預けすることができるとし、ただし、借主より増額について希望しないとの申出があった場合は、この限りではありません。また、借主は返済開始6ヶ月を経過するまで、利用可能額(契約程度額)の増額を申込みることができます。ただし、保証会社の承諾を得た後、繰上り借入の場合は6ヶ月を経過しなくても増額できる場合があります。
4. 第2項に定められた利用可能額(契約程度額)は、銀行が随時見直しを通知することなく利用可能額(契約程度額)を減額あるいは新たに増枠を中止することがあります。また、返済済の支払いを滞延した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。
5. 新たにより利用可能額(契約程度額)の増額を行った後、減額事由が解消した場合は、保証会社と協議の上当該減額事由により減額されていた範囲内で利用可能額(契約程度額)を増額することができます。

## 第6条(利用有効期間)

1. 借入が完了する期間は、別途送付する「ご契約内容のご案内」に記載の作成日から3年目の応答日の前月末日(銀行の休日の場合は前営業日)と表示しますが、借主または銀行から期間満了日までに申し出ないときは、更に期間延長するものとします。その後も同様とします。
2. 期間満了3日前に、借主または銀行から更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主期間満了日における残債務を本規定に従って完済するまで支払うものとします。
3. カードの有効期間は、本条第1項と同一とします。なお、当座貸越の有効期間を延長したときは、カードの有効期間も自動的に延長します。

## 第7条(入金方法)

1. 入金方法は、銀行が認めたATM、CDから引出し、別途契約するインターネット・モバイルバンクサービスの自動引落し。または銀行ATMに繰上り入金に当たっては、契約後の1回限り、借主の指定した借主名義の返済用口座への振込によるものとします。
2. ATM、CDから引出しは、1,000円単位とし、1日あたりの引出しは、銀行提携先ATM、CD利用の場合は、その提携先が定める金額の範囲内とします。
3. インターネット・モバイルバンキングサービスによる資金移動(お借入)は1円単位とし、1日あたりの資金移動限度額は利用可能額(契約程度額)以下で銀行が定める金額の範囲内とします。
4. ATM、CDの利用手数料については、借入のときに、銀行所定の請求書または手数料相当額の振替を自動的に行ったうえ支払います。
5. 利用にあたっては手数料が必要な時間帯に当座貸越の入金をする場合、入金金額と手数料の合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額を超えないときは出金することができます。

## 第8条(借入利率)

1. 借入利率は、借主によって銀行が決定した利用可能額に応じた銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率、以下同じ。)を適用するものとします。借主に書面でお知らせします。
2. 借入利息付利率は1.00%とし、毎月5日(銀行の休日の場合は翌営業日)に銀行所定の方法により計算の上、貸越元金に組み入れられるものとします。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、及び損害金の割合を銀行が行われる程度のものに変更することになります。この変更の内容は銀行の各支店等に掲示されるものとします。

## 第9条(ATM、CD取扱い等に関する取扱い)

1. 停電、故障等によりATM、CDによる取扱いができないときは、窓口営業時間内(平日午前9時から午後3時まで)に限り、銀行が定めた金額を限度として、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越の入金を行うことができます。
2. 前項により取扱い場合は、銀行所定の請求書に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出してください。なお、提携先の窓口でのこの取扱いとはできません。

## 第10条(約定返済)

1. この取引にあつては毎月約定返済額(返済元金+利息)は、約定返済日前日の残高別に定めるつぎの金額とし、毎月5日(銀行の休日の場合は翌営業日)に返済を行うものとします。

約定返済日前日残高	約定返済額	約定返済日前日残高	約定返済額	約定返済日前日残高	約定返済額
10万円以下	2,000円	50万円超 60万円以下	12,000円	100万円超 150万円以下	25,000円
10万円超 20万円以下	4,000円	60万円超 70万円以下	14,000円	150万円超 200万円以下	30,000円
20万円超 30万円以下	6,000円	70万円超 80万円以下	16,000円	200万円超 250万円以下	35,000円
30万円超 40万円以下	8,000円	80万円超 90万円以下	18,000円	250万円超 300万円以下	40,000円
40万円超 50万円以下	10,000円	90万円超 100万円以下	20,000円	300万円超 400万円以下	45,000円
				400万円超 1,000万円以下	50,000円

2. 約定返済日前日の貸越元金額が本条第1項の約定返済額に満たない場合には、約定返済日前日の残高元金全額を返済するものとします。
3. 約定返済が遅延している場合の約定返済額の算出にあつては、前月までの約定返済の滞りが解消したものとみなした残高を算入とします。
4. 本条第1項に定める約定返済額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができるものとします。この場合、借主は変更後の約定返済金額および変更日等をお知らせする必要があります。

## 第11条(自動引落)

1. 返済方法は、別途指定したこの取引の返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書によらず自動引落の方法によることとし、借主は毎月返済日までに返済額相当額を返済用預金口座に預け入れるものとします。なお、万一、預入が滞延した場合、銀行は預入れ後いつでも同様の取扱いができませんとします。
2. 返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。

## 第12条(任意返済)

1. 約定返済のほか、つぎの方法にて当座貸越口座へ入金することにより、随時任意の金額を返済することができるものとします。ただし、入金額は当座貸越残高相当額範囲内とします。
2. 銀行ATMからカードを使用した入金(1,000円単位)。
3. 銀行窓口からの入金(1円単位)。
4. インターネット・モバイルバンキングサービスによる資金移動(1円単位)。

## 第13条(返済金の充当方法)

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

## 第14条(遅延損害金)

借主が約定返済額の支払を滞延したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金の割合(保証会社の保証料を含む年率、以下同じ。)は、借主に書面でお知らせします。

## 第15条(期限の利益)

1. 借主によってつぎの各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくともこの契約による借越金全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による借越金を支払うものとします。(1)返済済の支払を滞延し、相当な期間を定めてその支払を催告されたにもかかわらず、その期間内に支払ひなかつたとき。(2)保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。(3)手形交換所の取引停止処分があったとき。(4)破産、民事再生手続開始の申出があったとき、またはこれの申立をしたとき。(5)前記(3)(4)の事由のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与を受ける手続きを申立したとき、あるいは自らの営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が生じたとき。(6)借主その他取引に対する借越金について仮差押、保全差押または差押の命ず、通知が発されたとき。(7)保証会社の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の存在が不明となったとき。(8)本条第2項において、借主は銀行からの請求により、この契約による借越金全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による借越金全額を支払うものとします。(9)銀行に対する借越金の一つでも返済しなかったとき。(10)銀行の取引停止のことでも返済し、それ以外の借越金を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき、あるいは銀行へ返済したにもかかわらず、借主または保証会社から本規定の範囲内にある等の事由が生じたとき。(11)前記(1)～(10)のほか借越金を必要とする相当の事由が生じたとき。本条第2項の場合において、住所変更の届出を怠り、あるいは銀行からの請求を認識しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が遅延または到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。前各号の事由があるときは、銀行はいつでもあらかじめ銀行を申し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解除された場合は、借主は保証会社による借越金全額を返済し、カードを返却するものとします。

## 第16条(保証会社への保証債権履行請求)

1. 本規定第15条により、借主によるこの契約による借越金全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による借越金全額の返済を請求することができます。
2. 保証会社が借主に代わつてこの契約による借越金全額を返済した場合は、借主は保証会社に対してこの契約による借越金全額を返済するものとします。
3. 保証会社が返済済みに対して事前に告知・催告なしに行われたりも、借主は異議を申し立てません。

## 第17条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜二つ口または特殊能力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これを「暴力団員等」とい。)に該当しないこと、および次の各号のいづれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約する必要があります。(1)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等が社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは前号の第三者を利用して次の各号のいづれ一つでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1)暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(4)風説を流布し、誹謗を用いる行為(5)銀行の業務を毀損し、または暴力を用いる行為(6)その前号各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等または前号のいづれかに該当し、もしくは第2項各号のいづれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもつて表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合は、銀行からの請求により、この契約による借越金全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による借越金全額を返済するものとします。なお、借主が住所変更の届出を怠り、あるいは借主が銀行からの請求を認識しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が遅延し、または到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。第3項の規定は適用により、借主に損害が生じた場合には、借主に何らの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその損害を負担します。
5. 第3項の規定により、借務の弁済がなされたときは、本約定は無効とするものとします。

## 第18条(銀行からの接触)

1. 銀行は、この契約による借越金のうち返済期限が到来したの、または本規定第15条によって返済しなれなければならないこの契約による借越金全額と、借主の銀行に対する借越金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、一括して相殺することができます。
2. 前1項の相殺ができる場合には、銀行は借主の通知および所定の手続を省略し、預金その他の預り金も一括して、この取引の借越金の返済にあてることとすることができます。この場合、銀行は払戻および充当の結果を通知するものとします。
3. 前項によって相殺または払戻充当する場合には、債権債務の払戻および充当金は、借越金全額に充てられ、銀行による相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金返戻金の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約の場合によりその適用利率を用い1年を365日とし、日割りで計算します。

## 第19条(借主からの告知)

1. 借主は、この契約による借越金と期限の到来している借主の銀行に対する借越金その他の債権とをこの契約による借越金の期限が

2. 未到来であっても、相殺することができます。
3. 前項によって相殺する場合には、銀行ご書面により相殺の通知をするものと、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を捺印し、銀行に提出するものとします。
3. 本条第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および借越金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金返戻金の定めによります。

## 第20条(占有物の特権)

この取引による借越金を履行しなかつた場合には、銀行は占有している借主の動産、手形その他の有価証券(混雑証券による共有持分を含む。)を、必ずしも担保として優先的に行使するものとし、取立または処分のため、その取得金から返済費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず借越金の返済に充当できるものとします。

## 第21条(借務の返済等における順序)

1. 銀行が行うべき返済等においては、この契約による借越金のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は借越金全上等の理由により、他の債務と相殺にあてるか指定することとができます。借主は、その指定に対して真意を述べないものとします。
2. 借主が返済済たに相殺する場合には、この契約による借越金のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済に先相殺すべきかを書面による通知で指定することができます。なお、借主が他の債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかつたときは、銀行が指定することとができます。借主はその指定に対して真意を述べないものとします。
3. 借主の借務のうち一つでも返済の滞りが生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により借越金全支拂済の状態にあることがあつたときは、銀行は返済済たに借越金の返済状況を考慮してこの借越金の返済または相殺にあてるかを指定することができます。また、銀行は連帯元金、担保貸渡等を通知するものとします。
4. 借主は、借主が返済済たに借越金の返済または相殺する旨を通知するものとします。

## 第22条(保証事項の変更)

1. 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があつた場合は、すみやかに銀行に対する届出用紙または銀行が適当と認める方法により届け出るものとします。
2. 借主の前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠つた場合など、借主の責めに帰すべき事由によって銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または未送達となつても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに真意のないものとします。

## 第23条(解約・利用停止)

1. 借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとします。この場合、銀行に対するこの契約による借越金全額を完済しなかつた銀行所定の届出をするものとします。
2. カードの改ざん、不正使用や銀行からの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこわすこととあります。

## 第24条(規約の変更等の変更)

1. 本規約の変更については、書面の送付、または銀行のホームページ上の掲載により銀行から変更内容が公表し、後、また、本規約の変更内容について「エルパス」規定を送付したカードに添付したときは、借主が変更事項または新し「いわざんカードローン(エルパス)規定」を承諾したものとみなします。
2. 利用可能額(契約程度額)の増額・減額あるいは借入利率・各回の約定返済金額の変更を銀行から通知した後「カード」を利用したときは、借主が各変更事項を承諾したものとみなします。

## 第25条(成年後見人等の届出)

1. 借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。
2. 任意後見監督人の選任がなされたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。
3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して前各号と同様に届け出るものとします。
4. 前各号の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、銀行に対して同様に届け出るものとします。
5. 前各号の届出事項に関する届け出の届出に生じた損害は借主が責任を負うものとします。

## 第26条(告知および調査)

1. 借主は、銀行が借越金全上等と認めようとする場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また、調査に必要な便宜を提供することとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化が生じたときは、またはおしほおされるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

## 第27条(保証)

1. 銀行は、この契約による借越金を金融機関等に譲渡(以下本条において「借越金」とい。)することができます。
2. 前項により借越金が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲渡人(以下「本条においてはその借越金の借主」とい。)の代理人になることができます。この場合、借主は銀行に対して、従来どおりの契約に定める方法によって前回の借越金全額を支払い、銀行はこれを貸主へ交付するものとします。

## 第28条(債務負担・免責)

1. 借主は、この契約による借越金と借越金等が、事変・災害等銀行の責めに帰することのできない事情により破綻・滅失または破産した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもつてい借越金を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代りの契約書等を差し入れるものとします。
2. 偽造・変造カードによる引出し、および盗難カードによる引出しがあった場合の取扱いについては、いわざんキャッシングカード規定によるものとします。
3. 前項の取扱いに関する権利の行使、もしくは、保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

## 第29条(合意書)

1. この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、借主の本社またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

# いわざんカードローン(エルパス) 保証委託約款

## 第1条(保証委託の内容)

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下「保証会社という。))が負担する保証債務は、私が株式会社若手銀行(以下「銀行」とい。)の「いわざんカードローン(エルパス)規定」(以下「規定」とい。)に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金等の借越金全額と、この借越金を主債務として借越金全額を返済するものとし、保証委託の期間は、この借越金の返済期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

## 第2条(保証債務の履行)

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。保証会社が保証債務の履行に際しては、本約款(個人情報利用等に関する同意書を含む。)以下同じ。)のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

## 第3条(求償権)

1. 私の委託の銀行の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、銀行が以後の借越金および支払のために要した費用およびその他債務の履行または保証のために要した費用を含むものとします。私には保証会社から代位弁済を行った後、未払いの元金、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社から支払うべき求償権債務およびその期間においては、保証会社の保証履行期間に対して年14.5%(365日の日割計算)による貸越金に対する求償金を支払うことと同意します。

## 第4条(事前承諾)

1. 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前とえども求償権行使されても異議はありません。(1)弁済額が元金と支払、または主債務の総額の利益を失ったとき(2)仮差押・差押もしくは親族の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき(3)債務公衆を通知して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき(4)支払を停止したとき(5)手形交換所の取引停止処分があったとき(6)保証会社に対する借越金の一つでも履行を怠つたとき(7)保証会社が借越金全額を確保するために必要と認められたとき

## 第5条(中止・解除)

1. 保証会社は保証会社として保証債務の不履行など保証会社が借越金全額を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこれの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知が行われるものとします。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、借主に原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけるません。
3. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この契約に関する保証依頼書は私あて返却しない取扱いを申しとしてごも異議ありません。

## 第6条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜二つ口または特殊能力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これを「暴力団員等」とい。)に該当しないこと、および次の各号のいづれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約する必要があります。(1)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等が社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは前号の第三者を利用して次の各号のいづれ一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。(1)暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)この契約において、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(4)風説を流布し、誹謗を用いる行為(5)銀行の業務を毀損し、または暴力を用いる行為(6)その前号各号に準ずる行為
3. 私が暴力団員等または前号のいづれかに該当し、もしくは前号各号のいづれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもつて表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私と銀行との継続を不適切と判断する場合は、銀行は保証会社はこの保証委託契約を解約することができるものとします。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合には、保証会社に向ける請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 前項の規定の適用により、借主に住所変更の届出を怠り、あるいは借主が銀行もしくは保証会社からの通知を認識しないなど、私の責めに帰すべき事由により、請求が遅延し、または到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに解約されたものとします。

## 第7条(弁済の充当順序)

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差支えありません。
2. 私が保証会社に対して、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているときは、私の弁済した金額が債務総額を消滅させた場合、借主は保証会社に対して、本件保証による求償債務の順序方法により充当して差支えありません。

## 第8条(通知義務等の提出)

1. 借主が氏名、住所等の変更を申し、または保証会社から求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届け出るものとします。
2. 私、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、借入金等に関する調査に協同することと、当該調査に同意するものとします。
3. 前項1項の届け出を怠り、または保証会社から送られた通知または送付された書類等が延滞し、または到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

## 第9条(成年後見人等の届出)

1. 借主が補助・保佐等の代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により保証会社へ届け出るものとします。
2. 任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面により保証会社へ届け出るものとします。
3. 私またはその代理人は、すべてに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項の届出に届け出るものとします。
4. 私またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合には、直ちに同様に届け出るものとします。

## 第10条(個人情報情報の登録)

1. 私、本規約に基づき保証に関する借主の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の)本利用情報および貸付日、貸付金額、入金日、返済金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社より加盟する信用情報機関に提供し、本利用情報機関は、当該個人情報それだけで定められる一定期間利用します。詳しくは「個人情報情報の取寄」に関する同意書に記載しています。

## 第11条(住居情報の取寄)

保証会社が借越金全上等と認めるときは、私の住民票、戸籍簿本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

## 第12条(費用の負担)

保証会社が本条第1項の弁済により取得した借越金の保全、行使もしくは処分に関する費用およびこの契約が生じた一切の費用は、借主の負担とし、銀行の請求により直ちに保証会社へ支払います。

## 第13条(保証書の提出)

私は、保証会社が私に対して有する借越金全額を担保に譲渡されたいと異議を述べないものとします。

## 第14条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜二つ口または特殊能力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これを「暴力団員等」とい。)に該当しないこと、および次の各号のいづれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約する必要があります。(1)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等が社会的に非難されるべき関係を有すること

## 第15条(合意書)

1. この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

# 個人情報利用等に関する同意書 (いわぎんカードローン〈エルパス〉) (お客さま控え)

**送付不要**

株式会社 岩手銀行 御中  
アコム株式会社 御中

私(申込者。契約成立後の契約者を含む。以下同じ)は、株式会社岩手銀行(以下「銀行」という)との間のいわぎんカードローン〈エルパス〉規定に基づくいわぎんカードローン〈エルパス〉契約およびアコム株式会社(以下「保証会社」という)との間の保証委託約款に基づく保証委託契約(以下、両契約をあわせて「本契約」という)を締結するにあたり、私の個人情報に関し、銀行および保証会社が個人情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に則り取扱うことに同意します。

## 第1条(個人情報の収集・利用・保有の目的)

銀行ならびに保証会社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、私の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で収集のうえ、利用・保有いたします。

### 1. 銀行における個人情報の利用目的

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務</li> <li>○ 国債等公共債および投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</li> <li>○ その他、銀行法等により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)</li> </ul>
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため</li> <li>○ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</li> <li>○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため</li> <li>○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため</li> <li>○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため</li> <li>○ 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</li> <li>○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li>○ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</li> <li>○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</li> <li>○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため</li> <li>○ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</li> <li>○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</li> <li>○ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> </ul> <p>なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)に定められた機微(センシティブ)情報は、銀行法施行規則第13条の6の6ならびに同条6の7に基づき限定されている目的以外で利用または第三者提供いたしません。</p>

### 2. 保証会社における個人情報の利用目的

保証会社は、私の個人情報について、次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 現在および将来における保証会社の与信判断のため
- (2) 保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
- (3) 本籍地に関する情報については、債務者確認および所在地確認のため
- (4) 保証会社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
- (5) 保証会社と私との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
- (6) 保証会社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため
- (7) 保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

## 第2条(第三者提供)

### 1. 銀行における個人情報の第三者提供について

#### (1) 第三者への情報提供の種類

- ① 本取引において、主債務者の委託を受けて保証人となっている保証会社等への情報提供
- ② 提携ローンにかかる提携会社等への個人情報の提供
- ③ 国・地方公共団体と提携した融資にかかる国・地方公共団体への個人情報の提供
- ④ 引受保険会社(生命保険会社、損害保険会社)への保険契約申込情報等の提供
- ⑤ 債権譲渡の事前協議や適正評価手続きにおける相手方、格付機関、会計事務所等への情報提供
- ⑥ 連帯保証人への主債務者の債務残高等の情報提供

#### (2) 提供する個人情報の内容

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込みにあたり提出する書類に記載の全ての情報
- ② 借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等、本取引に関する情報
- ③ 預金残高、他の借入金残高、返済状況等、私の貴行における取引情報(過去のものを含む)
- ④ 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報、保証会社に代位弁済を請求する場合に必要な情報

#### (3) 個人情報提供先の利用目的

- ① 申込受付、資格確認、保証審査、保証の決定および保証取引の継続的な管理のため
- ② 加盟する個人信用情報機関への情報提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行および市場調査等の研究開発のため
- ③ 取引上必要な各種郵便物の送付等のため

### 2. 保証会社における個人情報の第三者提供について

#### (1) 保証会社は以下の範囲で私の個人データを第三者へ提供します。

- ① 提供する第三者  
株式会社 岩手銀行
- ② 提供される情報の内容  
私の申込および契約に係る個人情報(申込者の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報)および保証会社の与信評価情報
- ③ 利用目的

- ・提供する第三者の与信判断のため
- ・提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
- ・提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
- ・提供する第三者と申込者との取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
- ・提供する第三者の市場調査・分析・および商品・サービスの研究、開発のため

#### (2) 保証会社は、お客さまの所在確認等のため、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記(1)②記載の申込者の個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

### 3. 債権譲渡

本契約のローン債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。私は、その際、本契約に基づく申込者の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供されることに同意します。

**第3条(管理・回収業務の委託)**

私は銀行ならびに保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、この契約にかかる債権の回収を委託する場合は、申込者の個人情報を銀行および保証会社との間でこの契約に関する取引上の判断および当社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用することに同意します。

**第4条(個人信用情報機関への提供・登録・利用等)**

- 私は銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録されている不渡情報、本人申告情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む)が登録されている場合には、本契約時および契約継続中において、当該個人信用情報を銀行および保証会社が提供を受け、与信取引上の判断(銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査をいう。以下、同じ。)のために利用することに同意します。但し、返済能力に関する情報について、銀行は銀行法施行規則第13条の6の6等、保証会社は貸金業法の法令等に基づき、返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。
- 私は、下表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む)が、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。なお、銀行法施行規則等、貸金業法および割賦販売法の法令等に基づき、返済能力に関する情報については返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。

登録情報	登録期間(各個人信用情報機関の連絡先等は第5条に記載)		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間		
個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	照会日から6カ月以内	保証会社が、信用情報を利用した日から6ヶ月間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞、延滞解消等の事実を含む)等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に関する情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を遅滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止日から5年を超えない期間	—	—
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

- 私は、前項の個人情報がその正確性・最新性維持・苦情処理・個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、当該個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 私は、保証会社が、本申込みおよび本契約に関して取得した個人情報(本人を特定する情報(氏名、生年月日、電話番号および運転免許等の記号番号等)、ならびに申込日および申込商品種別等の情報。)を、個人信用情報機関に提供することに同意します。

**第5条(銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関と同機関と提携する個人信用情報機関の名称等)**

銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。当該機関の規約等および会員企業名を常時公表している全国銀行協会ホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/>)等をご参照ください。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行および保証会社ではできません)。

個人信用情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html">http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</a> TEL:03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (貸金業法および割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	<a href="http://www.cic.co.jp">http://www.cic.co.jp</a> TEL:0120-810-414	○	○
株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	<a href="http://www.jicc.co.jp">http://www.jicc.co.jp</a> TEL:0570-055-955	△	○

**第6条(個人情報の開示・訂正・削除)**

- 私は、銀行および保証会社または第5条で記載する個人信用情報機関に対して、下記の方法により、自己に関する個人情報につき開示請求または訂正・削除等の申立を行うことを同意します。
  - 銀行および保証会社が保有する個人情報について、開示請求または訂正・削除等を求める場合には、第10条記載の窓口へ請求する。
  - 個人信用情報機関に登録された個人情報について、開示請求または訂正・削除等を求める場合には、第5条記載の個人信用情報機関が定める手続きおよび方法によって行う。
- 万一、銀行または保証会社の保有する個人情報が不正確または誤りであることが判明した場合において、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要であると認められる場合には、銀行および保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

**第7条(本同意条項に不同意の場合)**

銀行および保証会社は、私が本契約に必要な記載事項(契約書画面や申込入力画面で契約者が記載・入力すべき事項)の記載・入力を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

**第8条(本契約が不成立の場合)**

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は第4条2に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんに関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

**第9条(条項の変更)**

本同意条項は法令が定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

**第10条(お問い合わせ窓口)**

- 開示等の手続き等に関するお問い合わせ  
お取引のある株式会社岩手銀行の本・支店  
窓口営業時間(土曜、日曜、祝日等の銀行休業日を除く)
- 苦情等に関するお問い合わせ  
株式会社岩手銀行 お客さま相談センター  
〒020-8688 岩手県盛岡市中央通1丁目2番3号 TEL:0120-064626  
午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日等の銀行休業日を除く)
- 保証会社の窓口  
アコム株式会社 お客さま相談センター  
TEL:0120-036-390